

船舶事故調査報告書

平成23年4月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年11月3日（水、祝日） 13時33分ごろ
発生場所	香川県多度津町多度津港沖 多度津港西防波堤灯台から真方位296°740m付近 （概位 北緯34°17.1′ 東経133°43.7′）
事故調査の経過	平成22年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{たつ} 龍丸、3.4トン 273-10695（船舶検査済票番号）、個人所有 9.66m（Lr）×2.47m×0.76m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成12年4月28日 B モーターボート ^{ケイアンドエイチブイ} K & H V、5トン未満 280-22186香川、個人所有 6.31m（Lr）×2.36m×1.17m、FRP ガソリン機関、84.6kW
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年5月21日 免許証交付日 平成19年8月27日 （平成25年5月20日まで有効） B 船長B 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年5月24日 免許証交付日 平成21年8月3日 （平成27年5月23日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に亀裂 B 右舷ブルワーク及び操舵室囲壁に亀裂、操舵室ガラスが破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、遊漁客9人を乗せ、多度津港沖の釣り場での釣りを終え、広島県竹原市 ^{ただのうみ} 忠海港に向けて帰航することとし、平成22年11月3日13時30分ごろ同釣り場を発進した。 船長Aは、操舵室右舷側の椅子に座って手動操舵にあたり、釣り道具を片付けていた遊漁客の様子を見ながら、針路約278°（真方位、以下同じ。）として低速力で航行した。 船長Aは、衝突の約10秒前、左舷正横100m付近からA船の前路に

	<p>向けて接近してくる小型のモーターボートを視認したので、同船の前路を通過しようとして対地速力約12～14ノット(kn)に増速した。</p> <p>船長Aは、衝突の直前に左舷船首方にB船を視認し、右舵一杯及び全速力後進としたが、13時33分ごろ、多度津港西防波堤灯台から296°740m付近で、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せて、多度津港沖の釣り場で船外機を中立状態として漂流し、釣りを行った。</p> <p>船長Bは、衝突の約20分前、潮の流れが止まったので釣りをやめて帰航することとし、船外機を停止して船首甲板で釣り道具の後片付けを始めた。</p> <p>船長Bは、これまでB船が漂流中には、航行中の他船の方でB船を避けてくれていたので、接近する他船があれば漂流中のB船を避けてくれると思い、船首を北に向けたB船の船首甲板で釣り道具の後片付けを続けた。</p> <p>船長Bは、船尾甲板にいた同乗者の声を聞いて、右舷後方至近に接近したA船を初めて視認したが、直後に衝突した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約1～3m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約12～18knの速力で航行すると、船首が浮上して船首方に死角が生じることから、A船の船尾船底には、船首の浮上を押さえて船首死角を解消するためのフラップが取り付けられていたが、本事故時、船長Aが、フラップを出すスイッチを入れていなかった。</p> <p>船長Bは、以前、B船の船外機を中立状態にして漂流していたところ、船外機が停止してしまい、再始動が困難となったことがあったので、船外機を停止したのち、釣り道具の片付けを始めた。</p> <p>B船は、汽笛を備えていた。</p> <p>船長Aは、13時50分ごろ携帯電話で海上保安庁に連絡した。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 5px;"> <p>A船は、多度津港沖を北西進中、船長Aが、遊漁客の様子や左舷正横付近から接近してくる小型船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、多度津港沖において漂流中、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けてくれるものと思込み、船首甲板で釣り道具の片付けを行い、適切な見張りを行っていなかったことから、右舷後方から接近するA船に気付かずに漂流を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、多度津港沖を北西進中、船長Aが、遊漁客の様子や左舷正横付近から接近してくる小型船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、多度津港沖において漂流中、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けてくれるものと思込み、船首甲板で釣り道具の片付けを行い、適切な見張りを行っていなかったことから、右舷後方から接近するA船に気付かずに漂流を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、多度津港沖を北西進中、船長Aが、遊漁客の様子や左舷正横付近から接近してくる小型船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、多度津港沖において漂流中、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けてくれるものと思込み、船首甲板で釣り道具の片付けを行い、適切な見張りを行っていなかったことから、右舷後方から接近するA船に気付かずに漂流を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、多度津港沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								